三春町告示第３３号

平成２２年６月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成２２年５月２７日

三春町長　鈴　木　義　孝

１　日　　時　　平成２２年６月１０日（木）午前１０時
２　場　　所　　三春町議会議場

平成２２年６月１０日、三春町議会６月定例会を三春町議会議場に招集した。

１、応招議員・不応招議員

１）応招議員（１６名）

1番	萬　年　　智	2番	影　山　初　吉	3番	渡　辺　泰　譽
4番	佐　藤　　弘	5番	儀　同　公　治	6番	日下部　三　枝
7番	三　瓶　正　栄	8番	陰　山　丈　夫	9番	上　石　直　寿
10番	渡　辺　　渡	11番	佐久間　正　俊	12番	小　林　鶴　夫
13番	佐　藤　一　八	14番	渡　邉　勝　雄	15番	柳　沼　一　男
16番	本　多　一　安				

２）不応招議員（なし）

２、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第３０号　専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第３１号　専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第３２号　財産の処分について
議案第３３号　町道路線の認定について
議案第３４号　三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３７号　三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３８号　三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３９号　三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４０号　人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第４１号　人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第４２号　平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について
議案第４３号　平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

報告事項

報告第　２号　平成２１年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越について
報告第　３号　平成２１年度三春町水道事業会計予算の繰越について

平成２２年６月１０日（木曜日）

１、出席議員は次のとおりである。

1番	萬 年 智	2番	影 山 初 吉	3番	渡 辺 泰 譽
4番	佐 藤 弘	5番	儀 同 公 治	6番	日下部 三 枝
7番	三 瓶 正 栄	8番	陰 山 丈 夫	9番	上 石 直 寿
10番	渡 辺 渡	11番	佐久間 正 俊	12番	小 林 鶴 夫
13番	佐 藤 一 八	14番	渡 邉 勝 雄	15番	柳 沼 一 男
16番	本 多 一 安				

２、欠席議員は次のとおりである。

なし

３、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　原　毅　　書記　近内信二

４、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	深谷茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼会計室長	吉田功
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長	深谷信吾	教育長	橋本弘
教育次長兼教育課長	大内馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田紘一

代表監査委員	野口邦彦

５、議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２２年６月１０日（木曜日）　午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　議案の提出
第　５　町長挨拶並びに提案理由の説明
第　６　議案の質疑
第　７　議案の委員会付託

第　８　陳情事件の委員会付託
第　９　報告事項
第１０　一般質問

６、会議次第は次のとおりである。

（開会　午前１０時）

…………・・　開　会　宣　言　・・…………

○議長　　ただいまより、平成２２年三春町議会６月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………・・　会議録署名議員の指名　・・…………

○議長　　日程第１により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１３条の規定により、４番佐藤弘君、５番儀同公治君のご両名を指名いたします。

…………・・　会　期　の　決定　・・…………

○議長　　日程第２により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より６月１５日までの６日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より６月１５日までの６日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………・・　諸　般　の　報　告　・・…………

○議長　　日程第３により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成２１年度第１２回、平成２２年度第１回、第２回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

…………・・　議　案　の　提　出　・・…………

○議長　　日程第４により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第３０号　専決処分につき議会の承認を求めることについて」から「議案第４３号　平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」までの１４議案であります。

…………・・　町長挨拶並びに提案理由の説明　・・…………

○議長　　日程第５により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　　６月定例会の開催にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

最初に、国政の状況を見ますと鳩山内閣から菅内閣に替わり、新内閣における今後の施策等に注視しながら、行政運営に努めて参りたいと考えております。

今年度から国の施策として始められた「子ども手当」の本町分は、４月と５月の２か月分で、延べ４，１７０人で、５千４百２１万円であります。

また、米農家の「戸別所得補償モデル対策事業」につきましても、現在加入申請のとり

まとめ作業を行っているところであります。

次に、町独自の事業等では、最初に滝桜観光対策であります。今年度は観桜料制度を取り入れた最初の年でありましたが、例年並みの３０万人が滝桜を訪れたと推計されています。過日「観光まちづくり連絡会」が開催され、今年度の反省等総括が行われましたので、それらの意見を踏まえ、観光対策に係わっていただいた方々と検討を重ね、次年度以降に活かして参りたいと考えております。

また、三春の秋をつくる紅葉山の整備を進めているところでありますが、この５月にも町民の方々にご協力をいただき、植栽をしたところであります。

次に、「新三春中学校建設事業」についてであります。この件については、議会の特別委員会を精力的に開催していただき、審議をお願いしているところでありますが、平成２５年春の開校を目指し事業を進めており、今回の補正予算にも関係する費用等を計上いたしました。

次は、少子化対策についてであります。現在１２歳まで「子育て支援医療費助成」を行っておりますが、今年１０月からは、１５歳までに助成対象年齢を引き上げるため、今議会に条例改正を提案いたしました。

次に、国民健康保険の運営についてであります。厳しい経済情勢を踏まえ、税負担の軽減に取り組んできたところでありますが、医療給付費の伸びなどから、今議会に値上げの議案を提案いたしました。医療費抑制のために、町民の健康づくりなどの施策に、引き続き取り組んで参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今月１３日の日曜日には、恒例となりました「さくら湖マラソン大会」が開催されますので、県内外各地からの参加者を歓迎し、大会が盛会に開催されますよう関係者、町民の方々のご協力をお願いするものであります。

それでは、今議会に提案いたしました議案についてでありますが、配布いたしました議案書、議案説明書のとおり専決処分につき承認を求める案件、条例の一部改正、補正予算等議案第３０号から議案第４３号までの１４議案と、報告事項といたしまして、報告第２号と報告第３号の２案件であります。慎重に審議されまして、全議案可決、同意いただけますようお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶といたします。

…………・・　議　案　の　質　疑　・・…………

○議長　　日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第３０号から議案第４３号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第３０号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　議案第３１号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　議案第３２号、「財産の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　議案第３３号、「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３４号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３５号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３６号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３７号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３８号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第３９号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第４０号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第４１号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第４２号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇**議長**　　議案第４３号、「平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　これにて質疑を終結いたします。

…………・・　議案の委員会付託　・・…………

○議長　　日程第７により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第３０号から議案第４３号まで」は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………・・　陳情事件の委員会付託　・・…………

○議長　　日程第８により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………・・　報告事項について　・・…………

○議長　　日程第９、報告事項について。「報告第２号　平成２１年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越について」「報告第３号　平成２１年度三春町水道事業会計予算の繰越について」町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承を願います。

…………・・　会　議　時　間　の　延　長　・・…………

○議長　　本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

…………・・　休　　憩　・・…………

○議長　　ここで、暫時休憩いたします。再開は午後６時といたします。

（休憩　午前１０時１３分）

（再開　午後　６時００分）

…………・・　再　　開　・・…………

○議長　　休憩を閉じて再開いたします。

…………・・　一　般　質　問　・・…………

○議長　　三春町議会では、開かれた議会の一環として、勤労者や若年層などの議会傍聴や理解を得ることを主たる目的として、平成１０年より６月定例会の一般質問を夜間開催といたしております。夜分大変ご苦労様ですが本年も今日と明日の２日間実施をいたしますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長　　日程第１０により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで３０分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

１４番、渡邉勝雄君、質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○１４番（渡邉勝雄君）　　議長の許しを得ましたので、先に通告しておきました事項について一般質問をいたします。本日は夜の議会であります。端的に伺ってまいりたいと思います。

昨年の６月定例議会において、私は女性特有の乳がん子宮頸がん検診の重要性について伺いました。集団健診以外でも町立三春病院等でも検診体制が整備されたと伺っております。受診率向上に期待したいと思います。女性の命と健康を守るという観点から子宮頸がんワクチンについて伺いたいと思います。この子宮頸がん予防ワクチンが昨年、厚生労働省に承認され、主な医療機関で接種を受けられるようになったと伺っております。その重要性について詳細に伺いたいと思います。

次に子宮頸がん予防ワクチン接種は任意で全額自己負担でありますがワクチン接種と検診でほぼ１００パーセント予防できると伺っております。昔は肺結核とかがんにかかればもうあと何日も余命がないと言われておりました。いろいろ医療の開発で大病になっても現在は早期治療をすれば完全に治る、がんも早期発見、早期治療と言われております。このがんが予防できることは、私は女性の命と健康を守るという観点から重要な課題であると思うのであります。そこで、子宮頸がん予防接種については、私は公費助成は避けて通れない重要課題だと思います。町等の実施計画等について伺います。

○議長　　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長　　１点目の質問にお答えいたします。まず、子宮頸がんについて若干ふれさせていただきます。子宮頸がんは、ＨＰＶヒトパピローマウィルスというウィルスに感染して起きる病気です。このウィルスには、ハイリスク型とローリスク型があり、子宮頸がんを引き起こすのはハイリスク型のみであり、これに感染しても免疫作用等により９０パーセント以上は体内から消滅するため、子宮頸がんに進展するのはごくわずかであると言われています。また、子宮頸がんになるまでには、通常、数年から十数年と長い時間がかかるので、定期的な子宮頸がん検診を受けていれば、がんになる前の状態、前がん病変を発見し、治療することが可能です。予防ワクチンの概要ですが、予防ワクチンは、このハイリスク型のうち発症患者の約８割から見つかっている１６型と１８型の２種類を対象とするもので、海外ではすでに１００カ国以上で使用されています。日本では２００９年１０月に承認され、２００９年１２月２２日より一般の医療機関でも接種することができるようになりました。予防ワクチンは、肩に近い腕の筋肉に注射します。１～２回の接種では十分な抗体ができないため、半年の間に３回の接種が必要です。一度抗体ができれば６年以上、一説には１０年近く効果が持続すると言われております。料金は医療機関ごとにバラつきはありますが、１回の接種で１万５千円から２万円程度と思われます。従って、３回分の接種には約５万円円前後かかると見込まれます。また、副作用としては、他のワクチン接種と同様、注射した部分が痛むことがあるとの告知がされています。子宮頸がん予防ワクチンを接種することで１６型と１８型の感染を防ぐことができますが、全ての発がん性ウィルスの感染を防ぐことができるわけではありません。そのため、ワクチンを接種しなかった場合と比べれば可能性はかなり低いものの、ワクチンを接種していても子宮頸がんにかかる可能性はあります。子宮頸がんを完全に防ぐためには、子宮頸がんワクチンの接種だけではなく、定期的に子宮頸がん検診を受けて前がん病変のうちに見つけることが大切です。ワクチン接種後も、２年に１回は子宮頸がん検診を受けることが必要です。

２点目のワクチン接種については、注意すべき点はあるものの、全体的に見れば子宮頸がんの予防効果が非常に高いことから、ワクチン接種の公費助成については、実施する方向で検討を始めたいと考えております。早期実現に向けて助成の内容、実施体制等の具体的な作

業を検討して参ります。

〇**議長**　　再質問があればこれを許します。

渡邉勝雄君！

〇**１４番（渡邉勝雄君）**　　只今、実施する方向ということで大変前向きの答弁がございました。また、最近は国等でも国費でその補助の全額補助の動きが見られます。そういうような動きが流れてこればこの受け入れ態勢の整備を急いで行くべきだとその点についても伺っておきたいと思います。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

〇**保健福祉課長**　　お答えいたします。子宮頸がん検診の公費助成については、全国的に見ましてもいろいろな調査結果があるのですが、まだ１割に満たない状況のようでございます。いろいろと条件整備が関係してございます。例えば医療機関の協力体制等そういった関係する様々な事務がございます。そういったものを全て揃え、あるいは公費助成の内容を何割補助にするかといった予算的なものも含めまして全て円滑にまとめて行きたいというふうに考えております。そのためにも若干の時間が必要と考えておりますのでその期間についてはどうかご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〇**議長**　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

第２の質問を許します。

〇**１４番（渡邉勝雄君）**　　次に運転免許証自主返納について伺って行きたいと思います。高齢者による判断力の低下等を理由に運転免許証の取り消しを自分で申請した人が昨年全国で５万人を超えたと、また、本県においても初めて千人を突破した。また、自主返納支援策の拡大でここ数年増加傾向にある等、マスコミ等で報道されております。町内各地においても高齢者の方々から自主返納者に対し何らかの優遇制度がないのかとその実施を期待されております。私は昨年の議会でもその目的や意義について伺っておりますのでその進捗状況について伺っておきたいと思います。

〇**議長**　　第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

〇**総務課長**　　お答えいたします。高齢者の運転免許の自主返納制度は、高齢とともに、運転に必要な判断能力や身体機能が衰えて、車の運転が危険と思われる方が、本人の意思で運転免許証を返納する制度であります。また、自主返納を促進するため、警察署や商工会等と連携し、各種サービスの提供などの支援制度を実施している自治体もあるようです。県内では、会津地方で導入している市町村があるとのことであります。昨年１２月定例会でお答えしましたとおり、三春町としては、高齢者に対する交通事故防止の取り組みについては、支援制度を設けることでなく、交通安全教育の実施や、啓発活動を行なうことで、交通事故防止を推進してまいりたい考えおります。高齢者の運転免許証自主返納支援制度については、今年４月の三春町交通対策協議会の会議の席上、意見等を伺ったところでありますが、現段階では、支援制度を積極的に推進すべきとの意見がなかったことから、町といたしましても、高齢者自身の判断で返納すべきとの考えであります。引き続き、関係機関や交通安全協会三春町連合会等の団体の方々の協力をいただきながら、高齢者に対する交通事故防止活動に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○**議長**　　再質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○**議長**　　４番佐藤弘君質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○**４番（佐藤弘君）**　　先に通告してあります滝桜観光と通年観光について質問いたします。

第１に今年は、滝桜に３０万人近い人が訪れ、観桜料も７千万円弱とうれしいことではありますが、渋滞緩和対策のシャトルバス運行日以外の日でも渋滞が見受けられました。今後の課題として、対策はどうお考えなのか。また、観桜料徴収期間以外でも多くの皆さんが訪れておりました。その受け入れについてはどうであったのか。さらに、滝桜の観光に来た人で町内によられた方はどれくらいいるのか、その受け入れはどうだったのか。

第２に通年観光でありますが、町として春の滝桜観光だけでなく夏・秋・冬と一年を通しての観光にしようと今努力をしているところでありますが､具体的にどのようなものなのか、夏は三春盆踊り、秋は紅葉山、冬はだるま市とか、お聞かせ願います。また、どれくらいの観光客を考えているのか、その受け入れ方法、町としてのもてなし方についてお聞かせ願います。

○**議長**　　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○**町長**　　４番議員の質問にお答えいたします。滝桜の渋滞対策につきましては、原石山を含めた駐車場の拡充と、シャトルバスの運行により緩和を図っていきたいと考えております。今年度は週末のライトアップ時に、無料のシャトルバスを運行し、一定の効果があったものと考えております。少しでも多くの方々に滝桜を堪能していただこうという渋滞緩和対策の取り組みは、今後も継続していかなければならないと考えております。観桜期間以降のお客さまの受け入れについてでありますが、必要最低限の警備とトイレの対応を行いましたが、観光客の方々からの苦情が寄せられたことは事実であります。滝桜は例年ですと、開花から満開まで４日、満開から散り始めまでは４日、今年は天候不順の影響により開花から満開まで８日、満開から散り始めまでは６日と、予測が大変難しい状況となり、通常では対応しきれないことが多々あったところであります。これらの反省を踏まえ、来年に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。滝桜を見た多くの方が、町内の桜を見るためや、食事をするために訪れています。町内に寄られた人の人数は把握できておりませんが、役場周辺の駐車場、三春小学校の校庭、まほらや児童館の駐車場など、合わせて約２００台の駐車場が、昼頃には満車となっている状況が見られましたので、相当数が訪れているものと推測しております。滝桜期間中の観光客を、町内の駐車場ですべて受け入れるのは困難でありますので、新たな方法の検討も必要であると考えます。

二点目の通年型観光についてでありますが、三春町の通年型観光の基本は､「城下町三春」、その歴史と文化であると考えております。城山公園や神社、仏閣が市街地にまとまって存在し、これらを歩いて回ることができるのは大きな魅力であると考えます。また、三春の人々の生活やたたずまい、静かさや、いやしなども魅力になるものと考えます。通年型観光というのは一朝一夕にできるものではなく、粘り強く、地道な取り組みを継続していくことが重要であり、多くの皆さんのお知恵を借りて進めて参りたいと考えております。通年型観光は緒についたばかりであり、具体的な観光客の目標を掲げるまでには至っておりません。昨年の滝桜観光客数は約３２万人、三春盆踊りは約１万４千人、だるま市は約１万３千人でしたので、当面、これらを少しずつ増やしてゆきたいと考えております。三春町としてのおもて

なしについてでありますが、町と町民が一体となった、おもてなしが大切であると考えます。町民の皆さんの中におもてなしの気持ちが徐々に芽生えてきていることは大変頼もしいと感じているところであります。なかでも観光ボランティアガイドの会、さくらの会の皆さんの取り組みには、すばらしいものがあると感じております。町、観光協会、商工会、町民が一体となって、観光客の方々をもてなすこと、その体制を着実に創り上げてゆくことが肝要であると考えております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長　　再質問があればこれを許します。

　　佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　渋滞の問題でありますけれども駐車場とシャトルバスで対応している。確かにシャトルバスの運行というのはかなりそういう意味では良かったと思うんですけれども、問題なのは計画以外に発生するというのかより以上にお客さんが見えられる。また、今年あたりはいろんな天候の問題いろいろあったと思うんですけれども、平日でも渋滞が見られる。ただそういう渋滞に対してどういう対応を私はやっぱりすべきだったのかというのが今後の問題だろうと思うんですよね。要するに平日であってもインターの入口までは続いている、こういうことであれば即シャトルバスが、三春の町営バスでもよいですけどもシャトルバス的なものを出せるのか、その辺も含めてやっぱり検討をしていただきたいと思うんですよね。それから、期間外の問題でありますけれどもこれは非常にやっぱり難しい問題だと思うんですよね。いつ切ったらよいのかというのは、いつ始めたらよいのか。また、観桜料の問題もいつから料金を取るのか、つぼみが出たら取るのか、三分咲きになったら取るのか、散ってから二日目か三日目なのかどこで切るのか、実際困難なんではないか。そういう意味では当初からだいたい予想をして何日から何日までと、今決めたようにね、それが途中で開花が遅くなれば伸ばすと、こういうやり方しかないのかと思うんですけれども実際、やはりかなり有名になっている滝桜ですから咲いているとなれば期間が過ぎても来るという、これをやっぱり重点的に今後考えて行かないと期間外に来て「何だ」とこういうことではちょっとと思いますのでその辺に力を入れていただきたいなと。また、もてなしの仕方なり、受け入れ方なんですけども実際ボランティアガイドさん全部でだいたい３０名位、さくらの会含めて出ているのは３０名位のようでありますけれども、この３０名で足りるのかという、要するに先ほどの話でも町内に来られたお客さんをさばくだけでも案外それだけでもある意味では滝桜と分けて考えれば３０名ではとてもじゃないが、まあそういう意味では町長答弁でそれは町民全員がある意味ではガイドだとこういう気持ちで今後はやらなきゃならないだろうと言えば、私はやっぱりその辺も含めて具体的に検討をして行かないとならないんではないかと。これは受け入れる予想の中での話でありますけれども私はやっぱり一番今後問題になって来るのは今までの反省なり総括の中でなかなか出ないのが観光に来た人、来た人の声ですよね。「素晴らしかった」「良かった」という声は聞きます。しかし、「来たんだけれども町中に来ても車の置き場所がない」「飯の食べる所がない」食堂なんかはもう昼の時間帯は並んでいますよね。今年なんかは並んでいましたけれども、そういうようなこと。それから、やはりあの「お土産どこで売っているのか」という質問なんかもたぶんにあったと思うんですよね。したがって三春の物産品を含めての土産売場の設定なり、後は休む場所、「まほらだよ」といってまほらだけでいいのかとういう、そういう逆に観光に来る方の立場に立った対応をやっぱり今後はより以上に考えなければならないんじゃないかと思います。したがって、

一つの考え方ですけれども街の中にも野菜でも何でもいいですけれども出店を出すなり、まあ、イベントの時やりますけれども、後は農家の野菜なんかもね出して販売をして売れば、そういうようなことも含めて考えていただきたいなと思います。通年観光もある意味では観光の受け入れについては同じだと思うんですけれどもメリハリを付けて行くのか、それとも通年観光で毎日だよというこういう通しで行くのかというのは大きな今後の課題だろうと思います。盆踊りで１万４千人集まった。１万４千人集まって良くて次また増えてくるということになっているのか。数的にはだいたいその辺で止まってずっと来ているのか。止まっているとすればどこが問題なのか。そういうような観点でやっぱり議論をすべきだ。そういう意味ではやはり来たお客さんはいろんな意味では一つのイベントではありますから盆踊りだけではなくて先ほど言いましたお土産売場、それから野菜売場そういう出店を含めて賑やかにひとつ町民含めてですね「良かった」というような盆踊りを作らなければならない。今は町民もなかなか参加が少なくなっているような気が私はするですけれども、いずれ良い見方をしても横ばいなのかなとこういうような気がします。そういう意味ではやはり三春の盆踊りというのは滝桜に次いで三春が名を売っているもんだと私は思いますので伝統と文化そういうものの中での盆踊り、それからだるま市、やはりこれもですね一つの大きなイベントであります。このイベントを繋ぐものとして何があるのかという、それは町長答弁にありましてとおりお城山中心にいろんないま施策を考えて取り組みをしています。予算化をして我々も何とかなればなと思っている訳ではありますけれども一朝一夕いくものではない。こういう話であります。まさにそのととおりだと私も思うですけれども、何となくじれったい気持ちもあるもんですから、いろいろと質問をしている訳でありますけれども、できるだけやはり観光というものは相手があることで難しい問題ばかりかと思うんですけれども、ある意味では相手の立場に立って考えて行けばさほどでもないのかなと。他のやっぱり観光客は名を売って人が来るというこういうことでありますから名を売ってというのはある意味では滝桜で売ってますからそれをどう繋げていくのかという所じゃないのかなと私なんかは簡単に考えている訳であります。いろんな面で今後の問題は相手の立場に立ったもてなしをするということで取り組みをして行けばいろんな意味で今の問題、課題についても整理ができるものではないかと思いますのでそういう方向で取り組みをお願いしたい。その辺についてお考えを再度お聞きをしたい。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

〇**産業課長**　　お答えを申し上げます。まず第一点目のご質問でございます。渋滞対策、シャトルバスの運行についてのご質問がありました。今年、先ほどの答弁のとおり週末、ライトアップの時期に運行をいたしましたが、只今の平日でも渋滞が有るではないかということでございます。ちなみに４月２４日、２５日の事例を若干申し上げますが船引三春インターチェンジこちらで４月２４日は４㎞、それから２５日につきましては７㎞の渋滞が発生いたしました。昨年同じ週末の土日ございますが土曜日が７．２㎞、日曜日が１０．８㎞ということで単純比較でございますがこの土日に関して申し上げますと約３㎞から４㎞位の渋滞の緩和ができたというようなことでございます。当然、桜の満開のシーズンにつきましては週末以外にも渋滞の発生が一部見られる状況でございますのでこの辺につきましては、来年度以降の検討課題というふうにさせていただきたいとこういうふうに思っております。

それから、二つ目の観桜期間の設定、すなわち観桜料金の徴収期日の件でございます。ご質問にありました期日の設定の難しさ、そのとおりでございます。確かに当初予測をしまして設定をいたす訳でございますが、当然天候等々によりまして変わってきているような状況でございます。実は今回もライトアップにつきましては、当初は４月の１６、１７、１８日の３日間ということで計画をいたしましたが、満開の時期にずれ込んだということで急きょ２４日、２５日に追加対応をしたということでございます。対策の内容に応じまして短期間の内に対応が可能なものとあるいは対策のために一定期間要するものが中にはございます。例えば三春駅からの臨時バスでございますがこちらにつきましては福島交通の自主運行路線ということで陸運局等への許認可等も必要になってまいります。したがいまして、警察等々の協議あるいは地元の皆様方のご理解、こういったものの中で時間的余裕があるものについては対応をしていかなければならないと思っております。なお、只今のご質問につきましても今年の反省といたしまして次年度に繋げていきたいと思っております。

三点目、もてなしの件でございます。ボランティアガイドの会それから桜の会の皆様に大変お世話になって今年ももてなしということをさせていただきました。現在、会員数につきましてはまだ少ないのではないかというご質問でございます。おっしゃるとおり多くの町民の皆様のご協力をいただいてこういったボランティアガイドあるいはボランティアがどんどん広がっていけば一番有り難い訳でございます。町とそれから観光協会で今後こういったガイドの皆様方への支援、もっと輪を広げるこういったものを是非取り組んで行く。最終的には町民皆様が町の案内人いうような形までできれば一番理想かなと考えております。引き続き取り組まさせていただきたいと思います。

四点目でございます。町内においでになったお客様が食事、それからお土産、休憩所、こういったものについてまだまだ受け入れには不足ではないかというようなご質問でございました。おっしゃるとおりでございます。食事については以前からやはり言われています。町それから観光協会といたしましても商工会、それから飲食業組合さんそれぞれいろんな方々にお声掛けをさせていただいております。是非とも桜のシーズンにお店、こういったものをお出しいただけないでしょうかというようなお願いもしております。しかしながら、通常の先ほどのご質問にもありましたとおり、通常の営業の中でもかなりのお客様がいらっしゃいます。従いまして中々そちらまで手が回らないというようなお話も伺っております。ただ、今年も役場の脇の方では桜工房さんや町内の饅頭屋さんお菓子屋さんに出店をしていただいております。こういった出店を出来るだけ広げて行ければ少しでもお出でになった皆さんのサービスに繋がるのではないかというふうに考えております。また、三春のお土産、物産そういったものにつきましては、現在、三春駅の売店あるいは壱番館の花かごこういった所をご案内しております。そういった所でのお買い求めをどんどん進めて行きたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それから、五点目でございます。三春の盆踊り、それからだるま市の件のご質問でございます。今ほど申しましたとおり、だるま市それから盆踊りにつきましても、三春の、それはいわゆる大事な祭事でございますし、充分に観光資源としても堪えうるものだというふうに考えてはおります。ご指摘のとおり日本各地見渡してみますといろいろ有名な盆踊りの場所がございます。郡上八幡であり、越中小原であり、秋田の西馬内であり、それぞれが有名な所でございます。ただ、これらはいずれもですねその踊り、そいったものがきちっと確立が

されているというふうに感じております。当然、踊る方々は何ヶ月も前から練習され、そして本番に臨むと、町外に出られた方についてはその季節にわざわざ帰って来て参加をすると、そういった盆踊りとなっております。三春も盆踊りについても残念ながら少しそういった面が足りないのかなとそんな感じはしております。ご指摘のとおり、踊り手の減少というのは私も見ていながら感じている所でございます。まずは、こういった踊りの立て直し、それから、地元の人が踊る、自ら踊ると、生活の一部とするそういったことが重要なのではないかというふうに考えております。さらに、だるま市につきましては、県内の有名な所といいますと白河市でございます。遠く北関東あたりからもお出でになるというふうに伺っております。白河市に参りますとマップを配布したり、あるいは横断幕を設置したりと様々取り組みをやっておるという所でございます。開催日に付きましても毎年２月１１日と決めて実施をしているというものもございます。三春町におきましても今年のだるま市につきましては、希望の一文字ということで三尺のだるまこれのお披露目を実施ております。三春町も他に負けないような取り組みを今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。議員お指摘の相手の立場に立ったおもてなしと、おっしゃるとおりだと思います。関係する皆様方のお力添えをいただきながら、今後、進めてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

〇**議長**　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

〇**議長**　　１２番小林鶴夫君質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

〇**１２番（小林鶴雄君）**　　議長の許可により、只今の４番議員に引き続きまして滝桜観光に関して質問いたしたいと思います。４番議員とですね重複するところもたくさんあろうかと思いますし、また、昨日もですねまちづくり懇談会で滝桜と町の観光をテーマに、あるいは他のところでもですけどねいろんなことが検討されておるようですけども広く町民に知ってもらいたいということで質問させていただきたいと思います。全般はですね滝桜観光のこれまでとこれからという題にしましたけれども、今年の滝桜は皆さんご存知のとおりですね春の気温が平年より低い日が続いたたため開花が非常に予想より遅れたということでございます。開花宣言がされたのは４月の１３日。二、三分咲きになってからもご記憶のとおり雪が降ったためにですね満開日が平年より遅くなった。４月２１日が満開になった。さらに満開になった翌日にですね２２日にまた雪が降ったということで、満開の桜に雪が積もるという非常に珍しい、思っても見なかったですね雪見と花見が同時に出来るという珍しい年となったと思います。このような結果ですね、開花宣言がされた１３日から満開になった２１日まで８日間、過去、インターネットで調べましたけども平均的な日数が５日間、ということで３日も長かったと。さらにですね満開状態の日にちが非常に長かったということで、咲き始めから葉桜までの日数がですね町が発表しているインターネット資料によりますと過去２０年間は平均１２日間に対して今年は２０日以上にもなったということでございます。したがってですね非常に当初の予測より狂った訳なんですけどもここで一番目の質問としましてですね、このような特異な開花状況の中で始まった観桜料のみのですね徴収方法とした今年とそれから昨年までの駐車場代プラス協力金方式と比較してですねそれぞれの短所と長所をまとめてお伺いしたいと思います。そして、来年度はどのようにするのか。改善すべき点、あったら併せてお伺いしたいと思います。

二番目には観桜料の徴収期間がですね４月１０日から２５日、１６日間、当初設定した訳ですけども、これに合わせて各種の交通手段も運行されました。観桜料この滝桜観光の対策期間のですね決定や変更、これに伴う行事はどのように行われているのか、その過程ですねプロセス、最終決定の要因等をわかればですね参考に教えていただきたいと思います。

それから、先の答弁の中にもありましたけれども三番目にですね今年のライトアップが当初の１６日から１８日ではちょっと桜がまだ二、三分咲きということで寂しかったためにお客様のために満開になりました２４日、２５日にライトアップを実施いたしました。この素早い対応はですね非常に素晴らしかったなと思っております。しかし、一方ですね咲き具合が遅れた対策期間の半ばぐらいにはですね「期間を延長したほうが良いんじゃないかな」という声がよく出てたと思いますし、そう思っていた方も多いかと思います。結果的にはですねその対応期間の延長が出来なかった。その要因とその今後の対策について具体的にお聞かせ願えればと思います。

四番めとして徴収した観桜料が総額７千万近い金額になっております。昨年の駐車場代プラス協力金の５千万に対して２千万円も上回ったという結果ですけどもこの徴収した観桜料金の具体的な使途についてお伺いいたします。

五番目に滝桜観光ですね、通年型観光や願わくは人口減対策に繋げる手段等ですねどのように考えているのか、あるいはいないのか、町の考えも伺いたいと思います。これに関しましては先般、3月の定例議会でもですね、私は観桜料チケットと共にですね町の各種の情報、例えば街なか観光、盆踊り、紅葉の情報、民間を含めての借地や空家の情報等をですね掲載したパンフレットをお渡ししてはどうかなと、いうことを提言しております。それらのチケットをですね桜のシーズン以外、特に今言ったような盆踊りだとかだるま市だとか、この時持って来た方に何かですね何か特典を与えればですねもっともっと通年観光に役立つのではないかなと提言しておりますけれども今年の観桜期間にですねチケットと共に情報をですね提供したのであればですねそれも教えていただきたいなと思います。

六番目ではですね滝桜観光大使の活用についてですね、これまでの具体的な事例とこれからの活用についてどのように考えているのかお伺いしたい。ちょっとこの観光大使はここで説明の付則をさせていただきますけれども、三春滝桜観光大使は地元のテレビ局の人気カラオケ番組で作曲家の弦哲也氏がですね自身の音楽生活４０周年、それからその番組を担当して２０周年に記念して滝桜の歌が出来ている訳でございます。まさに地元の歌となっている訳ですけれどもその発売を記念いたしまして弦先生と歌手の美桜さんにですね平成１８年４月に町長立会いの下、観光協会長から大使を委嘱しております。今年で両名に対してですね大使をお願いして５年目の節目の年となる訳ですけれども観光大使のこれからの活用についてお伺いで出切ればと思います。

〇**議長**　　質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

〇**産業課長**　　お答え申し上げます。平成１８年度から実施しました協力金につきましては、これまで色々ご意見ご批判をいただいてきたところでございます。今回導入した観桜料は、これまでのご批判ご意見を踏まえ､公平でわかり易い制度として改善をしたものでございます。観桜料につきましては、事前に、テレビ、ラジオ、新聞、それからホームページ等で周知を行ったその結果、制度そのものに対する苦情等はなく、むしろ好意的に受け取っていただけ

たと考えております。
２点目についてでありますが、滝桜観光対策は、町と観光協会が対策の案を作成し、観光まちづくり連絡会等のご意見をいただきながら、決定をしております。今年の観桜期間の設定につきましては、観光客の方々からも苦情等をいただいておるところであります。想定外の天候不順、桜の花の状態が十分に予測出来なかったことが大きな要因であるというふうに考えております。その結果、柔軟な対応ができなかったところであります。この反省を踏まえまして来年に向けて取り組んで参りたいと考えております。
４点目、観桜料の使いみちについてでありますが、条例の目的にもありますとおり、滝桜の保護保存、周辺の環境整備、町の観光振興のために活用していきたいと考えております。具体的に申し上げますと、滝桜の保護保存としては、桜の施肥や病害虫予防、冬期の雪害対策等、周辺の環境整備といたしましては、道路駐車場等の草刈り、トイレ等の施設の維持管理、土地の借上げ等でございます。観光客受け入れとしましては、広報 PR、仮設トイレの設置、警備員の配置、案内板の設置、無料シャトルバスの運行等に、それぞれ活用させていただきたいと考えております。
５点目についてでありますが、滝桜を訪れた人に、また三春に来たいと思っていただくこと、リピーターを増やすことが重要であり、しいてはそれが通年型観光へ発展するものと考えております。また三春を好きになってくれる人が増えれば、それが結果として定住へとも繋がる可能性もあることから、人口対策にも繋がるものと考えております。
滝桜の観光大使につきましてですが、平成１８年４月に、観光協会が歌手の美桜かな子さんと作曲家の作曲家の弦哲也さんのお二人に委嘱をしております。
お二人には、これまでさまざまな活躍をしていただいておりますが、特に、美桜さんにつきましては、これまでも町内の催しへの参加をいただき、今年はお城山公園での歌謡、まほらホールでのコンサートなどに参加していただいております。今後も観光協会と連携をし、観光大使の活用について検討して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長　　再質問があればこれを許します。
小林鶴雄君！

○１２番（小林鶴雄君）　　今年の観桜料ということでは今のご説明のとおりですね、公平になったということではそれなりのですね良かったかなと私も判断いたします。ただですね、これ私個人だけではなくてですね、周りの人の意見としましてもですね、ちょとやっぱり名称に工夫を要するんじゃないかな、観桜ですからあくまでも桜を見るということで今年も１０日から二、三分咲きの一週間あるいは８日間位のつぼみでもですね「お金を取るのかい」という意見がだいぶあったというふうに聞いております。そこいら辺もですね含めて来年はちょっと名称も含めて検討されてはいかがかなと思いますので町の考えもお伺いしたいと思います。二番、三番ですけれども対応期間が延長されるのか私も気になったものですから、２６日ですか月曜日ですね、非常に天気の良い日に滝桜に出かけて見ました。しかしですね、非常に残念な光景ばかりがですね、目に入ってしまいましてですね、町の方もご存知だと思いますけども、既に売店の閉鎖、解体されている。トイレも売店の方は閉鎖されている。挙句の果てですね、そこでバキュームカーまで来てですね、悪臭を出しているということでですね、更に滝桜の前に行きますともう記念の撮影台をですね、どんどん解体しているいう状況でございました。日頃ですね、今のお話の答弁の中にも、もてなしの心ということが標榜しているですね、町としては非常にまずかった対応じゃないかなと思っていますんでそこい

ら辺は来年は改善していただきたいと思います。それで、今年はなぜですね、その期間の延長が出来なかったのか。確かに、先ほどの答弁のように特殊なバスとかその他いろいろ問題があるかもしれませんけれども、明らかに満開の時期がずれたんですからなぜ出来なかったのか。その、最大のですね、不可能な原因がですね、何であったか分かれば教えていただきたいと思います。そして、最終的にこれは誰が結論を出すのか、町なのか観光協会なのか。これも、教えていただければと思います。徴収したお金の今の答弁は、ごくごく一般的なお話だと思いますけども、当初の予算よりも２千万も多く出ているという事に関してはですね、これをですね、やはり通年型観光に繋げて行くお金に使っていただければと思います。これも、昨年の定例議会でもお願いしましたけども、今、桜のシーズン以外に来るお客さんが非常に多いと私感じております。そん時はですね、滝桜が一本あるだけで何の情報もないということでそこにはやはり町中情報等をですね、先ほど申したようなパンフレットをですね、置ける設備を作れば、それも町中観光にですね役立つのではないかと思いますので滝桜のそれから町の観光を振興するためにですね、非常に多く入ったお金をですね、使ってほしいと思っています。五番目に関すると思いますけれども、私はこの４月の時期というのは下舞木の自宅からよく町中に来るんです。そうすると町中でですね、いろんなお客様と話す機会がございます。先ほど４番議員のお話の中にもありましたけれども、初めて町中に来られた方がですね、こんなにすばらしい所だったのかということを何人も今回聞きました。それから、もう一つはこれも先ほど４番議員の話題にもなりましたけれども、食べ物の問題、滝桜周辺で食事ができたらなと、町中に来るお客さんは「何処か食べる所ないですか」と聞かれてご案内してもやっぱり行列している状況なので、はやり桜を見ながら食事ができたらなという意見を今年の春、非常にいただきましたので、来年すぐ具体化は無理にしろですね、それこそ町民との協力を得てですね、そういうようなゆっくり食事が出来る場所を滝桜の近くに提供できないかなというふうな考えも一つ検討していただければと思います。それと町中観光に関してなんですけれど町の観光協会のですね、ホームページを開いて見ますと「三春の見所」のタイトルかな、そこをクリックしても何にも出てこないですよね。日頃ですねホームページで「最新情報を発信してます」と町は言ってんですけども、やはりそういう点では不足しているのかな、町の自身のホームページを見ていろんな神社・仏閣、出ていますけれども、それをどうやって歩いたら一番良いのか、そういう案内がどこにも出ていな感じなんで、観光協会の中ですらですね、そういう案内がないのはですね、ちょっとやっぱりこれは片手落ちじゃないかなと思いますので、そこいら辺もですね、町としてですね、アドバイスをお願いできればと思っております。滝桜観光大使、今年で５年目になりましてですね、これもホームページに出ていない。せっかく弦哲也先生という偉大な作曲家のですね、作った歌が三春にあるんだよ、ということもですね観光協会のホームページにもこの４年間出ていないのが現状なんで、この歌はですね、非常に良い歌だと思っています。私も首都圏の友達とか、あるいは九州の知人なんかにも送ってですね、ＣＤを聞いてもらっているんですけれども、ちょっと俗っぽい話になって恐縮ですけれども、「この歌気に入ったのでこの間カラオケで歌ったら滝桜の歌なのに滝桜出てこないじゃない。中のシーンが居酒屋さんのシーンだよ。小林さんちょっと何か考えた方が良いんじゃない。」というような事もですね、遠くの方から私の耳に入ってきた。そういうですね、町では滝桜のイメージをアップさせるにもですね、今回のお金を有効に使っていただけたらと思っていますので、そこいら辺、分かる範囲でお答

えできればよろしくお願いします。
〇**議長**　　当局の答弁を求めます。
　新野産業課長！
〇**産業課長**　　お答え申し上げます。一点目、観桜料その名称も含めて、もろもろご検討というようなお話をいただきました。観桜料徴収の期間の設定と合わせまして次年度に向けて検討させていただきたいと思っております。それから、二点目でございますが、先ほど答弁の中でもお話申し上げましたが観光客の皆様から、売店の件、トイレの件等々お叱りのご意見を頂いております。次年度に向けて反省といたしまして取り組まさせていただきたいと思います。それから、三点目でございます。今年延長できなかった要因はということでございますが、先ほど来、ご説明しておりますが、滝桜の天候不順によります開花の状況、それから花がいったいいつ頃まで持つんだろうかという予測といいますか、そういったものが十分に出来なかったということかと思います。こういった事につきましても、この経験を活かしまして来年度に向けて取り組みさせていただきたいと思います。それから、四点目でございますが、観桜料の収入の増ということでございますが、今回の６月議会の補正予算の中にも補正予算を計上させていただいておりますが収支の中身を精査いたしまして、有効な活用をしてまいりたいと、条例に則った形での有効活用をしてまいりたいというふうに考えております。それから五点目でございますが、町中にいらっしゃた方が「三春がすばらしい」と褒めてくださっているということでございますが、先ほど来のご質問にもあるとおり、食事の件、お土産の件等々、まだまだ問題はあるかと思います。少しずつでも解決できますように関係者の皆さんと相談をいたしまして取り組んで行きたいと考えております。それから、最後になりますが観光協会のホームページの関係でございます。情報発信、大切な事であると考えております。観光協会のホームページが更新されないということは、やはり、あまりよろしい事ではございませんので、町といたしましても一緒になりまして情報提供がきちっと出来るような形の取り組みをしてまいりたいと考えております。よろしくご理解をお願いします。
〇**議長**　　再々質問があればこれを許します。
〇**１２番（小林鶴雄君）**　　質問ではございませんけども、私も東京出身で他所から来て、この三春の素晴らしさというのを非常に堪能させていただいております。三春はやはり、滝桜があまりにも有名なためにですね、その他のもっと光っているものが隠れちゃっているという感じがしますので、やはりこれらはですね、きめ細かな情報発信でですね、もっともっとＰＲをしていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

…………・・　**延　会　宣　言**　・・…………

〇**議長**　　それではお諮り致します。
　本日の会議は、これで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
〇**議長**　　異議なしと認めます。
　よって、本日の会議は延会とすることに決しました。
　なお、明日１１日の会議、いわゆる一般質問につきましては、午後６時に繰り下げて開会することにいたします。
　傍聴者の皆さん方をはじめ、夜分遅くまで大変ご苦労様でございました。
　（午後７時１１分）

平成２２年６月１１日（金曜日）

１、出席議員は次のとおりである。

1番	萬　年　　智	2番	影　山　初　吉	3番	渡　辺　泰　譽
4番	佐　藤　　弘	5番	儀　同　公　治	6番	日下部　三　枝
7番	三　瓶　正　栄	8番	陰　山　丈　夫	9番	上　石　直　寿
10番	渡　辺　　渡	11番	佐久間　正　俊	12番	小　林　鶴　夫
13番	佐　藤　一　八	14番	渡　邉　勝　雄	15番	柳　沼　一　男
16番	本　多　一　安				

２、欠席議員は次のとおりである。

なし

３、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　　原　　毅　　　　書記　　近　内　信　二

４、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町　　　　長	鈴　木　義　孝
副　町　長	深　谷　　茂

総　務　課　長	橋　本　国　春	財　務　課　長	村　上　正　義
住　民　課　長	橋　本　清　文	税　務　課　長	佐　久　間　收
保健福祉課長	工　藤　浩　之	産　業　課　長	新　野　徳　秋
建　設　課　長	影　山　常　光	会計管理者兼 会　計　室　長	吉　田　　功
企　業　局　長	橋　本　良　孝		

教育委員会委員長	深　谷　信　吾	教　育　長	橋　本　弘
教育次長兼教育課長	大　内　　馨	生涯学習課長	遠　藤　弘　子

農業委員会会長	大石田　紘　一

代表監査委員	野　口　邦　彦

５、議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２２年６月１１日（金曜日）　午後６時開会

第　１　一般質問

６、会議次第は次のとおりである。

（開会　午後６時）

…………・・　開　会　宣　言　・・…………

○議長　　ただ今より本日の会議を開きます。

…………・・　一　般　質　問　・・…………

○議長　日程第１により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで３０分以内の時間制限であります。

初日に引き続き、通告による質問を順次許します。

１３番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○１３番（佐藤一八君）　先に通告しておきました事項について質問いたします。質問内容は高齢者の農作業事故についてであります。今年は天候不順により、やや遅れての農作業。４月中旬頃、花見頃には積雪があったり、近年にない天候ではなかったかと思います。そのため、比較的狭い農道や田、畑までもがぬかるんでいて、農作業を行うにも一苦労されたのではないでしょうか。最近、トラクター事故等で高齢者の亡くなる方が多くなっております。これらの事故は、自分の操作上の誤りで起きていると思います。我が町内でも４月２０日に、４月２５日は田村市常葉町で、先月には須賀川市等で農作業でのトラクター転倒死亡事故が発生しました。毎年、こうした事故等は農繁期を向かえる時期に多く発生しています。今は車社会というますが、一家に数台の車を所有されています。それと同じく、農家を営んでいる農家には耕運機やトラクター等、所有されています。平日でのトラクター作業、操作等は、大半６０歳以上の高齢者が主であると思います。私も高齢者の一人でありますがトラクターでの田、畑仕事、坂道の上り下り、他への移動時等、常に危険を伴っており自分は大丈夫と思っていても視力、体力等が低下し、慣れた機械操作だけでも自分自身慎重に行うよう心がけているつもりです。トラクター死亡事故発生後でありますが田村地域農業安全推進本部で作成、配布されたお知らせを拝見しますと２２年２月末現在で既に１２件の農作業死亡事故が発生している。内１０件が６０歳以上の高齢者によるトラクター等、農業機械の転倒転落が原因の事故のようであります。また、事故発生時間帯を見ると午前９時から１１時、午後は２時から３時、４時から５時代の農作業終了時、帰宅時間帯、比較的事故の発生が多いようです。また、農作業安全に関する研修会を実施しているとの事です。この取り組みは、集落や地域ぐるみでの講習会等で活用してくださいとのことでありました。これらを含め町当局で高齢者への農作業安全教室を開催されてはどうか。事故防止の意味で取り組みが必要でないかと思います。是非、安全指導対策を検討されてはどうかについてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長　お答えをいたします。本年４月２０日に、大字楽内地内におきまして、走行中の乗用トラクターが転倒により、農家の方がお亡くなりになられるという痛ましい事故が発生しております。謹んでご冥福をお祈りいたします。また、お話にありましたように４月２５日には田村市常葉町で、同じく乗用トラクターによる死亡事故が発生しております。いずれも、操作していた乗用トラクターが横転し、運転者の方が投げ出され、致命傷を負ったというものであります。その要因としては、安全キャブフレームが装備されていなかったことや、キャブフレームが有ってもシートベルトをしていなかったためではないかと推測されております。これらの死亡事故の発生を受け、田村・三春・小野の三市町、たむら農協、農業機械商組合会員、田村農業普及所では、農作業安全意識の高揚を図るため田村地域農作業安全推進

本部を設置しまして、４月２２日から５月３１日までチラシを配布するなど広報活動を行ったところでありす。また、従来より、福島県では農業短期大学校において農作業安全講習会を定期的に実施しているほか、短大講師を現地に派遣しての農業機械研修も実施しているところです。町としては、県、農協など関係団体と協議し、農業短大での講習会への参加とりまとめや、高齢者や新規就農者を対象とした町内での講習会の開催などを検討して参ります。あわせて農作業事故の多発する時期に向け、安全作業を啓発することに努めて参りたいと考えております。農家の皆さんにおかれましては、自らの作業形態を振りかえり、手馴れた作業、扱いなれた農機であっても、いま一度基本に戻って、安全確保の再点検をしていただきますよう、この機会にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇**議長**　　再質問があればこれを許します。

　佐藤一八君！

〇**１３番（佐藤一八君）**　　今、副町長より答弁がございましたが、是非ともですね、私も高齢化の一人でございますので、こういった事で６０歳以上になりましたら是非、講習会を開いて、そして我が地区からこういったような痛ましい事故がないように取り組んで欲しいなというふうに思っております。先ほど言いました広報紙によりますとこの１０年間でですね、年齢別で見ますと事故発生状況を見ても６０歳以上の高齢者の死亡率が約８割を占めているということですので、是が非でも町を中心としてですね、事故啓発に努めていっていただきたいというふうに思う訳でございます。その辺のお聞きいたしまして質問を終わりたいと思います。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

　深谷町長！

〇**副町長**　　確かに６０歳以上８割というお話でですが、死亡事故の関係でいきますと６５歳以上で７割を占めていると、それから、労災事故に対して農作業中の死亡事故、これは４倍近くとなっている。普通の交通事故に対しましても死亡が２．２倍と、特に高齢者の方々の農作業の危険性というものがかなり重いというふうに感じておりますので、今、話にありましたように講師の派遣を受けながらですね、安全の講習会、町、農協、一緒になって取り組んでまいりたい。地元に講師の方を派遣していただいて、そのような講習会を実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいします。

〇**議長**　　６番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

　第１の質問を許します。

〇**６番（日下部三枝君）**　　それでは、議長のお許しを得ましたので先に通告しておきました事項について質問いたします。

　まず第一点、三春町保存版「家庭ゴミの分け方出し方」の広報紙についてお伺いいたします。今回の広報紙も言葉の使い方やイラスト等を入れて大変工夫されていると思います。何事も完璧を記すことは難しいですが、町民の皆さんの話から次の点について、当局の考えをお聞きいたします。一点目、前の収集と違ってきた内容について分かりやすくなっているかということをお伺いいたします。４月のある日、清掃センターへ用事があって出かけた時のこと、ペットボトルの処理をしていた人から、「今度、この仕事を自分達がするようになったが、ペットボトルに蓋がしてあると持って行ってもらえないので、蓋は出来る限り取ってもらいたい」との話があり、その時に、蓋は燃えるゴミに入れ、帯になっているシールはプラ

ゴミへ入れるというのを聞いて、その夜にあった会合でその話をしましたところ、聞いていた人達が一声に「蓋はプラスチックのゴミのはずだと」反撃を受けました。そこに居合わせた区長さんからの説明で、燃えるゴミである事が分かりましたが、この保存版が配られた後ではありましたが、前からの分別のつもりで目を通したのでしょう、見ても見ていない状態だったと思います。やはり、議会に渡される新旧対象表のように前回と違う所には、そこを強調すべきと考えますが当局の考えをお伺いします。

二つ目、紛らわしいものについての説明は充分かどうかということです。今、ここに苗のポットを持ってきました。ある人が、自分の家庭に植える苗を買ってきて、植えた後のこのポットをきれいに洗って貯めておいて、プラスチックのゴミの袋に入れて出したところ、今まで残されていた事がなかったのに、今回は農業用資材というところに丸が付いて貼り紙がされて置いて行かれました。この保存用の広報紙を読むと、処理でき物の中に農業用資材があり、処理方法は廃棄物処理業者へ処理依頼してくださいと書いたあります。プラスチックのゴミの袋に入れるくらいの物をいちいち廃棄物処理業者へ処理依頼をしなくてはならないのかと気になって、知り合いの人たちはどうしているのかと聞いて回ったそうです。燃えるゴミの中に入れて出しているということで、きちんと整理して出すと持って行かれないで、これはいったいどういうことかと話して来ました。担当課で聞きますと、「家庭で使っている物は燃えるゴミで改修します」ということでした。これは収集者と担当課との連携にも問題がありますが、前もって保存版に分かりやすく説明しておくべきだったと思っています。当局の考えをお伺いします。

三つ目、前に職員は清掃センターから引き上げるという話を聞きましたが、現在の清掃センターの管理体制と庁舎内の連携についてお伺いします。以上です。

〇議長　　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

〇住民課長　　１点目の、収集内容の分かりやすさについてでございますが、本年３月に保存版として「家庭ゴミの分け方出し方」の広報紙として各戸に配布させていただきました。今年度から家庭ゴミの分別内容を若干変更したことによるものでありまして、イラスト等を入れまして、より分り易く簡潔な標記ということに留意をし改善をしたところでございますが、まだまだ完全なものとは言い切れませんので、今後、作成するような場合には更に分かりやすい広報内容に充実を図って参りたいと考えております。

２点目の、ゴミ分別のまぎらわしいものについての説明が充分であるかについてでございますが、日常の生活から出されるゴミは多種多様でございまさす。その分別方法のすべてを一枚の広報紙で完全に理解をいただくことは、ちょっと難しいものがあるかなと思っております。広報紙に記載のないもの、分別等の判断が難しいというふうな場合には、住民課の方まで問合せ下さるようにお願いしたいと思います。必要に応じては、町内、町の広報等によって周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

３点目の、清掃センターの管理運営体制についてでございますが、今年度から施設の運営の一括委託という方向に向けまして順次試行しているところでございます。今後スムーズに移行できるように、現在職員２名が出向いておりまして課題整理を行っております。住民の皆様には、ご不便をお掛けしないよう、これまで以上に役場と清掃セターと連携を密にいたしまして、運営体制を確立して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〇**議長**　　再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

〇６番（日下部三枝君）　　今の話の中で、この保存版は１年間有効かなと思いますが、今回のように途中で出てきた問題、そしてそれについての解決法、そういうものが出来た時は、どの様なことで町民にお知らせをするのか、今、広報という言葉も出ましたけれど、その辺をお聞きしたいと思います。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

〇**住民課長**　　この広報ですが１年間は有効、１年間以上有効になるかも知れません。内容的には、基本的には間違ってございませんので、このようになるかと思うんですが、ただ今話のありましたように、個別にどうだというふうなことで必要に迫られる、必要であれば町の広報でお知らせしたい。ただ、ゴミというのは多種多様、本当に自分にとっては宝であるものがゴミであったり、そういったものがございます。その出し方については、例えば農業用資材等となるマルチとか先ほどのような物なんですが、こういった物はその条件によってかなり変わってきますので、戸別にですね相談いただければ回答しているかと思いますのでよろしくお願いいたします。

〇**議長**　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

〇**議長**　　第２の質問を許します。

〇６番（日下部三枝君）　　それでは２件目に入ります。三春町賃金支弁職員の職務についてお伺いいたします。三春町賃金支弁職員雇用管理規定の第２条の各号のいずれかに該当する場合は賃金支弁職員を雇用することができるものとするとあり、一、災害のため緊急に雇用を必要とする場合、二、職員定数に対する欠員を補充するまでの間、特に雇用を必要とする場合、三、一定期間内に完了しなければならない業務または事業に対し条例定数内では処理することが特に困難な場合、四、職員の病気等の休暇、出産休暇及び育児休暇に伴い雇用を必要とする場合、全各号に掲げる場合を除くほか、町長が特に必要とする場合とありますが、いずれも職員の補助であるとその職務は認識できます。また、第５条には雇用期間、会計６ヶ月以内、６ヶ月を超えない期間で更新、２ヶ月以上の期間を経た後に通算期間３年を超えない中での再雇用とありあます。このことからも職務としては長期間勤める訳にもいかなく、当然、補助的な役割にならざるを得ないと思うのですが、町役場の部所によっては正職員の数より賃金支弁職員の方が多く、職務内容もその部所の中の仕事に携わっていると本題のその部所の仕事に携わり、雇用期間はいつまでかなと首をかしげる程、長くやっている方もいらっしゃいます。しかも、補助と正職の職員では仕事上の上下はあってもしかるべきかと思いますが、口の利き方や態度がどうも反対ではないかと見える事もあります。それは、仕事内容を任せすぎるということにも一員があり一度仕事の内容、事務分掌について見直して見る必要がもあるのではないかと思われます。もし、優秀でこの人が無くては成らない人であるとすれば正式雇用すべきですし、正規の職員の方たちも自分の身分に誇りを持って仕事に従事してもらいたいと思います。そのためには、賃金支弁職員を何年もそそままにして、自分たちは短期間でくるくる異動していたのでは充実した仕事はできないと思いますので、その辺は人事異動の考え方にも繋がって来るようですが町の考えをお伺いいたします。

〇議長　　第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

〇総務課長　　第２の質問にお答えします。まず、６月現在の臨時職員雇用状況につきましては、町長部局で１４人、教育委員会部局で６５人の合計７９人の臨時職員を雇用しております。７９人の内訳としましては、日々雇用職員が５７人、パートタイム職員が２２人、そのうち、今年度は緊急雇用対策事業もありまして臨時職員として、町長部局で１０人、それから教育委員会部局で６人の方を雇用しております。仕事の内容につきましては、各部署によってその職務が異なりますが、毎日の業務内容は、各所属長の指示により仕事をしていただいております。雇用予定期間につきましては、６ヵ月ごとの雇用更新としておりますが、職種によっては、臨時職員を確保するために、更新を繰り返し雇用している臨時職員もおります。なお、日々雇用職員の職員数に占める人数割合につきましては、町長部局において１３％程度、教育委員会部局においては４１％程度となっております。今後も、行政サービスの維持、向上を図るため、条例定数、正規の職員の検討、それから、より良い制度を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長　　再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

〇６番（日下部三枝君）　　今の中で私個人の考えたところでなんですども、正職員の方とそれから臨時職員の方の割合で職員の数よりも臨時の方が多いというふうになると正職員の方の考えとか、それからある意味では指令みないな感じですか、そういうものがうまく通っていかないんではないかなっていうふうな気もするのですが、考え過ぎだったらそれで終わりなんですけどもその辺はどうのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

〇議長　　当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

〇総務課長　　まず結論から言いまして、今の状態が良い状態だというふうには思ってなくてですね、先ほど言いましたように、町の内部でも、今、検討しているということを、まず、お答えしたいと思います。ただですね、臨時職員の方が多いからその部所が機能していないいうふうには今のところ考えておりません。機能はしているというふうに理解しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

〇議長　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

〇議長　　第３の質問を許します。

〇６番（日下部三枝君）　　それでは３件目に移ります。町の国民健康保険税のこれからについてであります。今、町の保健福祉課では町民の健康を考え、同時に医療費の抑制を考えながら健康づくり事業に職員の皆さんが奮闘しております。この事業の一つの資料として、医療費分析と町民の受療の動向というのがありまして、目的の一つが医療費等の住民の負担増に関してのその抑制を検討する。そのための保健施策の実施ということであります。この資料と共に職員の皆さんは頑張っておりますが、いかんせん少子高齢化の進行、不況の影響により医療費給付費の増、総所得の減少に加え国民健康保険の特別会計で持っていた基金の取り崩し等で剰余金も少なくなり、職員の皆さんの努力もなかなか結実しない状況にあります。この中で、私たちの議案の中には保険税の引き上げが案件として非常に目立つようになりました。ある町民の方から「これから分納の相談に行くんだ」とか「今、待ってもらっている

んだ」とかという声が聞かれます。聞くところによると払うのが困難な人が２１年度は昨年より１割増えたようです。正直、議案書に保険税の引き上げの案件があると背筋が寒くなる思いをします。このままいつまでも、足りなくなったら上げる、また足りなくなったら上げる、その度に払えない人が出てくる。そのそうな繰り返しを続けて良いものでしょうか。よく保険は互助の精神という言葉がありますが、互いを助けられる力があるから成り立つので、自分のところが精一杯の中で互助の精神どころではないのではないかと思われます。今後、まだまだ少子高齢化、不況の中の減収、医療費の伸びが続くと考えられますが、大局的に考えて国民健康保険税について、税の引き上げだけに頼るのではなく政策としてどのような事が考えられるのかお伺いいたします。

〇**議長**　　第３の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

〇**町長**　　質問にお答えいたします。国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の要として、住民の医療確保及び健康の保持増進に大きな役割を果たしております。国民健康保険を取巻く環境は、被保険者の急速な高齢化・医療技術の進展等により医療費が増加する一方、社会構造や経済・雇用情勢の変化に伴う無職被保険者の増加等国民健康保険税の収納に悪影響を及ぼすなど、その運営はますます厳しさを増しております。町でも、医療費の増加を抑制するため健診事業や保健指導を行っておりますが、医療費増加を抑制できているとまでは言い難い状況にあります。財政の健全化を図るために、国民健康保険の広域化も検討されておりますが、国民健康保険が抱える根本的な問題を解決するものではなく、増加する高齢者医療費を、減少する現役世代が支えるという仕組みに限界が見えたことを、共通の理解とする必要があります。国でも新たな高齢者医療制度を創設すべく検討が行われているなか、消費税増税も話題になっておりますが、安定した財源と適正な受益者負担に基づいた新たな制度が実現されることを切に願うとともに、問題解決を先延ばしすることなく、長期的な見通しに立って、医療・介護及び年金といった、将来の社会保障制度の在り方についても真剣な議論がなされることを期待しておりますが、現在、国の方でも真剣に議論をされているというふうに思っております。少なくとも、現役世代や将来を支える子供たちに、過度な負担が押し付けられることのない制度が実現されるよう我々も声を大きくして参りたいとそのように考えております。

〇**議長**　　再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

〇**６番（日下部三枝君）**　　今、町長の答弁は私たちも考えているところですので、その通りだと思っております。しかし、所得、それから資産、平等、均等等の按分率が定まっていますけど、所得に応じて軽減策が講じられたり、また、上限が決まっているとやはり、今話が出た現役の世代にそのしわ寄せが来て、保険税の按分率で考えた分よりも多く支払いが来るような具合になっております。そういう多く支払いに回さなければならない分を、一般財源とかそういうので賄うような、そういう対策を考えて見るということも必要かなとも思うのですが、町長にその辺のことをお聞きしたいと思います。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

　　鈴木町長！

〇**町長**　　今も申し上げましたけれども、国民健康保険制度そのものが、もう、行き詰まりをきたして来た。こういうことが最大の原因であると思っております。不足する分については一般財源からというお話がありましたけれども、国保関係者だけに一般財源を投じるということは非常に難しいし無理があると、こういうふうな認識に立っていろいろ検討しながらですね、保険税についてもですね、負担割合等を定めていると、こういうことでありますのでご理解をいただきたいと思います。

〇**議長**　　再々質問があればこれを許します。

〇**６番（日下部三枝君）**　　国の方のその広域化とか、そういうこれからの国保の方の保険の見直しとか、そういうことも確かにこれから重要で国の方も一生懸命考えて来るかなと思っております。しかし、それをいつまでなのかというか、いつ位に出来るのか、そういうのを考えた時にそこまで黙って手を拱いて、待っていなきゃなんないのか、その辺のことについて町として、いや、うちのほうはちょっと頑張って見てこういう方法が考えられるではないかと一生懸命頑張って見たいなとそういうふうに意気込みを持ってやっていただけたらなと思うのですが、そのをもう１回お聞きしたいと思います。

〇**議長**　　当局の答弁を求めます。

　　鈴木町長！

〇**町長**　　この国民健康保険につきましてはですね、三春町だけではなくて全国の市町村、自治体がですね、抱えている同じ課題、問題だと認識をしております。ですから、県の町村会とかね、そういう組織を通して現状を国の方に申し入れをしながら、これは国家的な問題でありますので、そういう働きかけをして行きたいとこういうふうなことでありまして、先ほども申し上げましたが、三春だけ何かうまい方法はないかと言われても非常に難しい、こういうことをご理解いただきたいと思います。

〇**議長**　　第４の質問を許します。

〇**６番（日下部三枝君）**　　それでは４件目に移ります。天候不順による農作物の現状についてお聞きしたいと思います。春先から天候の不順が続き農作物に対する心配があちこちで聞かれますが、今は天候も安定したようでも今日もまた寒い日になりました。このような状態での作物の生育はどのようなものでしょうか。三春町の農作物の現状についてお伺いします。

〇**議長**　　第４の質問に対する当局の答弁を求めます。

　　新野産業課長！

〇**産業課長**　　お答え申し上げます。５月末日現在で福島県や生産者団体がとりまとめました概況によりますと、水稲をはじめ野菜、葉たばこなど、ほとんどの作目で５日～１週間程度の生育の遅れがあると報告がされております。特に水稲につきましては、田植後の低温、あるいは強風による「植え痛み」が生じ、葉が黄化する現象も見受けられますが、収量の予測としては、平年並みと予測がされております。今後の天候の回復に期待がかかるところでございます。以上でございます。

〇**議長**　　再質問があればこれを許します。

　　日下部三枝君！

〇**６番（日下部三枝君）**　　葉タバコの方はいかがでしょうか。どんな具合だかお聞きしたいと思います。

○**議長**　　当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○**産業課長**　　今ほどお話申し上げましたが、約１週間程度というふうなことで報告がされていることでございます。

○**議長**　　再々質問があればこれを許します。

○**６番（日下部三枝君）**　　今ほどお話ししましたがということだったんですけど、葉タバコ等も「だいぶ黄色くなっているだ」という話も聞いているんですけれども、何日間位の遅れとかそれだけで済むような状態なのかお聞きしたいと思います。

○**議長**　　当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○**産業課長**　　現在、個別に農家の皆さんの方から直接的に植えた状況がひどい状況であるとか、あるいは、畑の作物で葉タバコがそういった酷い状況でるというふうなことは、まだ直接は届いてはおりませんが、先ほど申しましたとおり、全体的に調べまして低温等によります生育の遅れはみられるということでございます。したがいまして、今後、そういった面につきましても必要があれば調査等を行ってですね、現状の把握には努めてまいりたいというふうに考えております。

○**議長**　　８番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○**８番（陰山丈夫君）**　　議長のお許しを得ましたので通告しておいた２点につきましてお尋ねをいたします。第１にですね、任意の予防接種についてであります。予防接種には定期予防接種と任意の予防接種があります。全額自己負担で行われる任意の予防接種について、一部公費負担で健康増進、人口減少対策を図る自治体が増えつつあります。罹患すると長期治療、後遺症や生命に係わるものについては三春町も早期に実施すべきではないかなというふうに思っております。次の３点のものについてお尋ねをしたいと思います。１ヒブワクチンについてですね、２番子宮頸がん予防ワクチン、それから３番Ｂ型肝炎ワクチンについてお尋ねをいたします。

○**議長**　　当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○**保健福祉課長**　　１点目の質問にお答えさせていただきます。予防接種については、対象となる疾患の深刻さや感染リスクおよび予防ワクチンの効果等を十分に勘案しながら、任意あるいは勧奨などの接種方法が定められております。予防効果の高いワクチンが開発される一方、少子高齢化時代を迎え、特に子どもたちの罹患リスクを限りなく小さくしようとする流れが益々大きくなってきましたので、公費助成制度が少しずつ始まっております。お質問にございました３点について、お答えさせていただきます。一つ目のヒブワクチンですが、これはヘモフィルスインフルエンザｂ型、それぞれのアルファベットのＨ・Ｉ・Ｂを取りましヒブワクチンというふうな言い方になっていると思います。冬場に流行する流行性感冒としてのインフルエンザウイルスとはまったく別のものでございます。ヒブという細菌は、子どもの咽頭、鼻腔にいることがあり、これが原因となりまして細菌性の髄膜炎ですとか、肺炎、咽頭蓋炎、敗血症などの重い病気を引き起こすと言われております。中でも細菌性の髄膜炎は予後が悪い病気といわれております。このヒブワクチンは、世界ではすでに１００カ国以上で接種されており、ワクチン導入後は、接種前に比べまして患者が１００分の１以下に減

少したと言われております。日本ではヒブワクチンの認可が遅れ、２００８年１２月に任意接種が可能となりました。接種対象は、初回接種開始月齢が３か月以上１歳未満とされ、その月齢により３回ないし４回の接種が必要となります。接種料金は、１回当たり６千３百円程ですので、合計で２万円前後の費用がかかることになります。二つ目の子宮頸がん予防ワクチンですが、昨日の１４番議員にお答えさせていた頂いたとおりですが、接種料金は５万円前後でございました。以上２つのワクチンについては、接種効果が非常に高いことから、公費助成について検討させていただきたいと考えております。三つ目のＢ型肝炎ですが、これもウイルスの感染による肝臓の病気であります。肝硬変、肝がんへ進展する場合があるので、注意が必要とされております。ただ、感染については先の二つのウィルスと違い、感染経路が限定されております。感染している母親から新生児が感染する母子感染のほか、注射針や血液に触れることの多い医療従事者等に限られていることから、一般的な住民が日常生活の中で感染の危険にさらされるということは極めて少ないものと考えられます。母子感染経路については妊婦検診時から把握する体制ができており、赤ちゃんへの接種は、既に医療費助成の対象となっております。また、医療機関等では、各事業所の責任として既に予防ワクチンを従事者に対し接種していることから、公費助成の対象としては考えておりません。以上でございます。

○議長　再質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第２の質問を許します。

○６番（陰山丈夫君）　第２の質問を行います。出産育児一時金の直接支払制度の継続についてであります。出産育児一時金直接支払制度は平成２３年３月までの暫定措置であります。出産家庭の負担軽減が目的で人口減少社会の中で安心して産み育てることが出来る環境づくりの一環の政策でもあります。県内市町村と連携し、国に継続を申請されるべきだと思っておりますが、町の考えをお伺いしたいと思います。また、町立三春病院で新生児の産声はいつになったら聞けるのか、このことについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　質問にお答えいたします。出産育児一時金直接支払制度につきましては、緊急の少子化対策として出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの暫定措置として、４２万円の支給と医療機関窓口での出産費用を現金で支払わなくも済む制度であります。出産育児一時金直接支払制度は、安心して出産できる環境を整備するという観点からとられている措置で、出産費用を現金で準備する必要がないことが一番のメリットであります。平成２３年４月１日以降の出産育児一時金制度につきましては、国の方で今回の暫定措置の効果と妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について検討が行われているところです。出産育児一時金直接支払制度については、少子化対策として効果のある制度でありますので、継続して要望を行っていきたいと考えております。

また、町立三春病院で喫緊の課題となっている産科医師の確保についても、医療機関と連携を取りながら引き続き努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長　　再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

〇８番（陰山丈夫君）　　今日の新聞にですね、こういう記事が載っておりましたので、ちょっと読んでみますね。相馬志士の中から相馬藩が行っていた赤子療育料について紹介されていました。それによりますと、相馬藩が凶作等によって激減した領内人口の回復策の一環で、藩士から領民まで二男三女以上に家に給付したが、財政難のため一時中止せざるを得なくなったが、また復活させた。以前よりも復活させた時には、一層手厚くしたという記事であります。三春町はですね、田村地方ではですね、よその市町村からはうらやまれるような三春病院というね、立派な施設を持っている訳でありますので、この少子化の時代に突入して来てですね、子供がなかなか産みづらいという若い人たちのその声に応えるためにもですね、まず、せめて田村地方のですね、中心的な役割を果たして、そして各自治体に声掛けをしてですね、町長リーダーの下にリードしてですね、国の方に要望していっていただきたい。というふうに強く思いますので、なお、町長の決意の程を一つお聞かせ願えればと思います。

〇議長　　当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

〇町長　　おっしゃることは十分理解しておりますので、一生懸命努力したいと思います。

〇議長　　再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

…………・・　散 会 宣 言　・・…………

〇議長　　これにて一般質問を打ち切ります。傍聴者の皆様方、大変遅くまでとは言いませんけれどもお疲れのところ、また、蒸し暑いところ大変ご苦労様でございました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれで散会といたします。ご苦労様でございました。

（午後６時５９分）

平成２２年６月１５日（火曜日）

１、出席議員は次のとおりである。

1番	萬　年　　　智	2番	影　山　初　吉	3番	渡　辺　泰　譽
4番	佐　藤　　　弘	5番	儀　同　公　治	6番	日下部　三　枝
7番	三　瓶　正　栄	8番	陰　山　丈　夫	9番	上　石　直　寿
10番	渡　辺　　　渡	11番	佐久間　正　俊	12番	小　林　鶴　夫
13番	佐　藤　一　八	14番	渡　邉　勝　雄	15番	柳　沼　一　男
16番	本　多　一　安				

２、欠席議員は次のとおりである。

なし

３、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　原　　毅　　　書記　近　内　信　二

４、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	深谷　茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼会計室長	吉田　功（欠席）
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長	深谷信吾	教育長	橋本　弘
教育次長兼教育課長	大内　馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田　紘一

代表監査委員	野口邦彦

５、議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２２年６月１５日（火曜日）　午後２時開会

第１　付託陳情事件の委員長報告及び審査

第２　付託議案の委員長報告

第３　議案の審議

議案第３０号　専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第３１号　専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第３２号　財産の処分について
議案第３３号　町道路線の認定について
議案第３４号　三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３６号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３７号　三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３８号　三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３９号　三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４０号　人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第４１号　人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第４２号　平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について
議案第４３号　平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

６、会議次第は次のとおりである。

（開会　午後２時４０分）

…………・・　開　会　宣　言　・・…………

○議長　それでは、会議に先立ちご報告いたします。執行者側より、一身上の都合により吉田功会計管理者兼会計室長が欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

ただいまより本日の会議を開きます。

…………・・　付託陳情事件の委員長報告及び審査　・・…………

○議長　日程第１により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長　６月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果を報告いたします。

審査については、６月１１日から１４日、第２委員会室において開会いたしました。

陳情事件第４号、後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める陳情書

陳情者、田村市船引町東部台１－59、全日本年金者組合田村支部支部長、佐藤一正

本陳情は、２００８年４月に施行された後期高齢者医療制度は、医療保険制度として欠陥制度で、７５歳以上の高齢者を他の医療保険制度と別にする差別医療制度であるとの意見から、即時廃止することを求め、その意見書を政府に提出するよう要請されたものであります。後期高齢者医療制度は、当初大きな反論がありそれらの意見を十分に受けとめるものの、現状での即時廃止は困難であり、政府も現行制度を存続させ３年後から新制度に移行する方針としているため、全員一致、これを不採択とすることと決しました。

陳情事件第５号、生活費に見合う年金引き上げを政府に求める陳情書

陳情者、田村市船引町東部台１－59、全日本年金者組合田村支部支部長、佐藤一正

本陳情は、無年金者が１００万人を超え、国民年金の平均受給額は４万７千円にすぎない状況の中でも、年金の引き上げが見送られ、支給額が据え置かれているため、生活費に見合う年金の引き上げと、無年金者、低年金者への緊急な手当てを支給することを求める

意見書を、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するよう要請されたものであります。生活費に見合う年金引き上げは理解できるものの、無年金者・低年金者への緊急の手当て支給については、様々な問題があることから、全員一致、これを不採択すべきものと決しました。

陳情事件第６号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

陳情者、福島市渡利字舘９７の２　福島県保育連絡会、世話人代表者、大宮勇雄、さくら保育園気付

本陳情は、現在国が進める保育制度改革が、子どもの福祉より経済効果が優先され、地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの格差を生むものとして懸念されるため、国に対し現行保育制度の堅持・拡充、保育子育て関連施策の財政措置、社会的環境整備等をすすめること等について、保育制度改革に関する意見書の提出を求めるものであります。急激な少子化が進むなか、子どもを安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、国全体の施策として待機児童対策を含む保育施策の拡充は緊急かつ重要な課題であることは理解できるものであります。このようなことから、全員一致、これを採択とすることと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

〇議長　　ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

…………・・　付託議案の委員長報告　・・…………

〇議長　　日程第２により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

〇総務常任委員長　　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、６月１０日、１１日、１５日の３日間にわたり、第１委員会室において開会いたしました。

議案第３０号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人住民税等の規定が改正され、６５歳未満の方の公的年金等に係る町県民税が給与引き落しできるなどの見直しが行われたため、税条例の一部を改正するものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第３１号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、中心市街地の活性化に関する法律第４８条の地方税法の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令が施行されたことに伴い、固定資産税の不均一課税の適用期限が延長された

ため、税特別措置条例の一部を改正するものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第３２号、「財産の処分について」

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、旧三春町敬老園用地を、福祉施設等の用地として社会福祉法人桜福祉会と、医療法人郡山病院へ売却するものであり、慎重に審査した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３４号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、財務課で運営管理をしていた町立三春病院の事務について、財務課での役割が完了し、今後の管理を保健福祉課へ移管することが適正であると判断し、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３５号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員は配偶者の就業等の状況にかかわりなく、育児のための早出遅出勤務や時間外勤務の制限の請求をすることができること、及び職員が３歳未満の子を養育するため、時間外勤務の制限を請求した場合、特別の事情を除いて時間外勤務をさせてはならないことなどに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３６号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無等にかかわりなく、職員は育児休業、育児短時間勤務や部分休業をすることができること、及び職員以外の子の親が常態としてその子を養育できることとなった場合でも、育児休業等の取消事由にあたらないこととすることなどに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３７号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法等の一部改正により、個人住民税に係る１６歳未満の扶養控除及び１６歳以上１９歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたこと、並びにたばこ税率が改められたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４２号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」

財務課長の出席を求め、補正予算（第１号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては土地売払収入、寄附金等の追加と、財政調整基金繰入金の減額であり、歳出においては、一般財産管理費、災害対策費の追加と職員の人件費の減額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○**議長**　　経済建設常任委員長！

○**経済建設常任委員長**　　６月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は６月１０日、１４日の２日間、現地調査も含め第４委員会室において開会いたしました。

議案第３３号、「町道路線の認定について」

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。路線番号２８７号、２８８号、２８９号の尼ヶ谷３、４、５号線については、町道間を繋ぐ道路として整備したものを、道路法に基づき管理すべく町道に認定するものであります。また、路線番号９３８号貝山岩田線については、新たに町道路線として認定しようとするものであります。現地調査も含め慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第４２号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」

産業課長、建設課長の出席を求め、補正予算（第１号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、土木費国庫補助金、土木費県補助金、農林水産業費県補助金、滝桜観桜料の補正が主なものであります。また、歳出については、農業委員会費、農業振興費、観光振興費、橋梁維持費、公園緑地費、中心市街地再生整備事業費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○**議長**　　文教厚生常任委員長！

○**文教厚生常任委員長**　　６月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、６月１０日に日程設定を行い、１１日及び１４日の２日間にわたり、第３委員会室において開催いたしました。

議案第３８号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

保健福祉課長、税務課長、国保医療グループ長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、国民健康保険事業の健全かつ適正な運営と財政の安定化を図るため、課税区分全ての按分率を改正するなど、本条例の一部を改正するものであります。この度の一部改正によって国保税の現役世代の負担は、モデルとして例示されたいずれのケースに於いても約２０％～３０％以上の増加となっている。

当委員会は町民の理解はなかなか得られ難いと考え、国保会計について多くの時間を費やし質疑を重ねた。問題点として、年々増加する医療費、不況等による社会的弱者の増加とそれに伴う滞納の増加、按分率の変更、資産割の率の引き下げ等々。その負の部分を補うための負担を、最高限度額以下で、軽減対象以上の所得のある世帯に集中的に求められている。その結果が対前年比約２０％から３０％以上の増加となっている。担税能力も限界になっていると思われ、一般財源の投入も止むなしとの意見もあった。しかし、本年度については時間的制約もあり原案について可決すべきものとした。来年度以降については委員会での質疑について慎重に検討を加え、よりよい負担のあり方を追求していただきたい旨の意見を付しまして、原案どおり全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第３９号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、子育て支援の一環として、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大するため、関係する条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第４２号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」

教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長の出席を求め、所管に係る補正予算第１号全般について、それぞれ詳細な説明を受けました。歳入は、国庫支出金、県支出金、寄付金の追加であります。歳出においては、介護施設等整備補助事業費、子育て支援医療費助成事業費、中学校建設事業費等の追加と職員の人件費の減額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第４３号、「平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第１号全般についての詳細な説明を受けました。

歳入は、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、繰越金等の追加と、国民健康保険税の減額であり、歳出においては、賦課徴収費、老人保健医療費拠出金、介護納付金等の追加後期高齢者支援基金等の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………・・　議　案　の　審　議　・・…………

〇議長　　日程第３により、議案の審議を行います。

議案第３０号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３１号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３１号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
〇議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第３２号、「財産の処分について」を議題とします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
〇議長　　質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）
〇議長　　討論なしと認めます。
これより議案第３２号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
〇議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第３３号、「町道路線の認定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
〇議長　　質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）
〇議長　　討論なしと認めます。
これより議案第３３号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
〇議長　　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第３４号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより質疑を許します。
（なしの声あり）
〇議長　　質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声あり）
〇議長　　討論なしと認めます。
これより議案第３４号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
〇議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３５号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３６号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３７号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３８号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし

ます。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３９号、「三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　　討論なしと認めます。

これより議案第３９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４０号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

〇議長　　これより議案第４０号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり「加藤康子」氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定いたしました。

〇議長

議案第４１号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

〇議長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

〇議長　異議なしと認めます。

〇議長　これより議案第４１号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり「吉田トモ子」氏を人権擁護委員候補者として推薦することに、同意することに決定いたしました。

〇議長　議案第４２号、「平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

〇議長　１０番

〇10番（渡辺渡君）　債務負担行為の変更についての質問を三点ほどいたします。まず町長にお伺いいたします。第一点、新三春中学校校舎建設は計画進行段階において各地区の教育懇談会で財政的事情により、現在の町民体育館を活用して新校舎建設を行うという説明をしてまいりました。去りながら今回体育館を併設するという変更案については、町民に対して何ら説明を行っておりません。日頃の町長の執政の中では町民の目線、あるいは協働といっておきながら、今回の提案は町民を裏切ることにはならないものと考えておられるのかについて伺います。第二点、また、三月定例会において執行側からの新三春中学校校舎建設に対する債務負担行為の提案に対し、三春町議会は特別委員会や各地区の教育懇談会の結果なども踏まえて全員一致で可決しておりますが、当該事業未着手の時点で体育館増設のための債務負担行為の変更の提案について議会制民主主義の体制における議決の重みをかつて議会議長を務められた町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。第三点、次に教育委員会にお伺いいたします。体育館の併設の理由は生徒の体育館移動の安全確保とありますが、幅員が１０数ｍの校内町道の横断の安全性を確保できない程度の脆弱な保安体制でどのようにして国道横断もある登下校時の通学の安全を担保されるのかお伺いします。

〇議長　答弁を求めます。

〇議長　鈴木町長！

〇鈴木町長　只今の質問の内容二点につきましては、町としてはその都度、議会の特別委員会に詳細に説明をし、議会で十分議論をしていただいた結果、議会の意思を尊重して結論を出した。こういうことでありますので、それ以上のことは申し上げることはございませんのでご理解いただ

きたいと思います。

〇議長　　橋本教育長！

〇橋本教育長　　通学路の安全につきましては、教育委員会内部でも検討してまいっております。国道の横断等、それから歩道の未整備の箇所等につきましてはこれから検討して安全な登下校ができるよう検討してまいりたいと考えております。

〇議長　　１０番

〇１０番（渡辺渡君）　　本会議での議案の質疑でありますので、答弁できないという答弁はいささか受け入れがたいものがございます。ましてや町長個人に議決についての考え方も伺っておりますけれどもそれについても答弁できないということは極めて遺憾であります。再度、再考いただきたい。

　それから、教育委員会につきましては、この問題につきましては幅員が１０数ｍの、もう一度申し上げます。幅員が１０数ｍの町道の横断の安全確保をできないのにどうのようにして登下校の子供たちの安全を担保されるかということを伺っているんでありましてその点についてきちんとお答えを頂きたい。１０数ｍの道路が危ない。国道横断は危なくないという論理であればそれはそういう考えもあるのかも分かりませんけれどもその点について答弁願いたい。

〇議長　　鈴木町長

〇鈴木町長　　町の意思決定機関は議会であります。議会が統一した見解を出したものを町は尊重した。尊重してそれを取り入れた訳でありますからそれ以上のことはないということであります。

〇議長　　橋本教育長

〇橋本教育長　　先ほど申し上げましたとおり、今後、最良の条件になるように検討を進めて行くということでございます。

〇議長　　１０番

〇１０番（渡辺渡君）　　議会が最高の議決機関だというのは当然のことであります。その最高の議決機関が３月の定例会で債務負担行為を認めた。全会一致なんです。ここにいる議員さん全員が一致して３月の定例会で債務負担行為はこの金額、１４億何がしで認めている。最高決定機関が認めたものを３ヶ月たって変更を出してきている。最高決定機関が決めたものを変更してきているんですよ。その点についてもう一回見解をお聞かせ願いたい。

〇鈴木町長　　３月以降、地区の懇談会の内容等々を踏まえまして議会の特別委員会で検討された。そして、今回のような修正の案が議会で一致されたと、こういうことでありますのでそれらを尊重したと、こういうことであります。

〇議長　　他にございませんか。

〇議長　　質疑なしと認めます。

　これより討論を行います。討論はありませんか。

〇議長　　１０番

〇10番（渡辺渡君）　　本案はただ単に体育館併設の良否や債務負担行為の変更という問題ではなく、町民との協働における本管の部分に触れる問題でもあり、また、三春町議会３月定例会における本件の全員一致の議決は果たして何であったのかを考えると議会制民主主義における三春町議会の存立意義そのものが問われている問題でもあり、私としては３月定例会における議決に戻るべきと考えます。しかしながら、執行側がどうしても体育館併

設をと考えるのであれば、速やかに町民との対話集会を開催し、町民に対しこの３ヶ月間の財政的あるいはその他体育館併設に至った経緯について説明をし、その結果を見た上で再度、議会に提案されるべきと考え、私は今回の本補正予算には反対をいたします。

○議長　只今、原案に反対の意見がございました。議長として今お聞きをいたしておりますと議決権というのは執行側の問題でなくて議会そのものに係わる問題発言等々がございました。よって、この取扱い方法について、議会運営委員会を開いていただきたいと議長より要請をいたします。暫時、休議といたします。

（休議　午後　３時２４分）

（再開　午後　３時５９分）

…………・・　**再　　開**　・・…………

○議長　それでは、休議を閉じて再開をいたします。議長よりご報告とお詫びを申し上げたいと思います。私も年を取ったせいか風邪をひいているか分かりませんけれども質疑の時点でという考え方があって止めた訳でありますけども実際討論に入っていたということで議会の内部に係わる部分もあったやにちょっと気に留めましたので、止めた訳でありますけれども討論に入っておりまして討論の部分についてはそれぞれの議員各位がそれぞれの思いの中で討論をするというのは当然のことでありますのでそれを止めたという部分に対しては議長のまったくの不手際でございます。皆さん方に時間を止めてご迷惑を掛けましたことに議長として心からお詫びを申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

○議長　７番

○７番（三瓶正栄君）　原案に賛成の立場で討論させていただきます。現在まで三春町町立学校再編等調査特別委員会として、現地調査を始め様々な可能性について町と協議を重ねてまいりました。子供たちの教育環境や安全安心を志願として考えますと南側に校舎と体育館を併設することにより、町道や一般駐車場の一部を横断することなく子供たちの安心安全が確保されるという判断から平成２５年４月新三春中学校開校に向けての今後のスケジュール等々を勘案いたしますと今定例会に追加されました新三春中学校建設費２億円増の債務負担行為の補正につきましては、緊急止むを得ない予算と判断をいたしまして原案に賛成をするものでございます。以上です。

○議長　他に討論はありませんか。

○議長　これで討論を終わります。

○議長　これより議案第４２号、平成２２年度三春町一般会計補正予算第１号についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。原案に賛成の方は起立願います。

○議長　起立多数です。したがって議案第４２号　平成２２年度三春町一般会計補正予算第１号については可決されました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４３号、「平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

〇**議長**　討論なしと認めます。

これより議案第４３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇**議長**　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇**議長**　お諮りいたします。

ただいま、１２番小林鶴夫君外２名より、議案第４４号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか

〇**議長**　異議なしと認めます。

よって、議案第４４号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたしますので、お待ち願います。

〇**議長**　議案第４４号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

１２番小林鶴夫君！

〇１２番（**小林鶴夫君**）　議案第４４号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」

地方自治法第９９条の規定により、保育制度改革に関する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成２２年６月１５日提出

提出者　三春町議会議員　小林　鶴夫

賛成者　三春町議会議員　陰山　丈夫

賛成者　三春町議会議員　佐藤　一八

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成２２年６月１５日　三春町議会議長　本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

〇**議長**　ただいまの説明に対する質疑を許します。

〇**議長**　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〇**議長**　討論なしと認めます。

〇**議長**　これより、議案第４４号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〇**議長**　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

〇**議長**　ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　　ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査、三春町議会議員定数適正化等検討の、各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

…………・・　町　長　挨　拶　・・…………

○議長　　本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長　　６月定例会全議案可決、同意をしていただきまして誠にありがとうございます。昨日から東北南部梅雨入りという報道がありましたけれども、今日は日中、天候に恵まれましたがこれからうっとうしい日が続くのかなと思いますけれども議員の皆様方どうか健康に留意されましての活躍を心よりご祈念申し上げまして挨拶といたします。ご苦労様でした。

…………・・　閉　会　宣　言　・・…………

○　**議長**　　これをもって、平成２２年三春町議会６月定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でございました。

（閉会　午後４時１０分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成２１年6月１６日

福島県田村郡三春町議会

議　　　長　　本　多　一　安

署 名 議 員　　佐　藤　　　弘

署 名 議 員　　儀　同　公　治

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件　　　名	採決	議決の状況
議案第30号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全　員	原案可決
議案第31号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全　員	原案可決
議案第32号	財産の処分について	全　員	原案可決
議案第33号	町道路線の認定について	全　員	原案可決
議案第34号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第35号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第36号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第37号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第38号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第39号	三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全　員	原案可決
議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全　員	原案可決
議案第42号	平成２２年度三春町一般会計補正予算（第１号）について	賛成 10 人 反対５人	原案可決
議案第43号	平成２２年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	全　員	原案可決
議案第44号	保育制度改革に関する意見書の提出について	全　員	原案可決